

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

平成31年4月26日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 石原 康弘

1 調達内容

(1) 業務件名

H31-35国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務（電子調達システム対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書等による。

(3) 履行期間

契約の翌日から平成36年1月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から平成32年1月31日までを準備期間とする。

(4) 履行場所

国営アルプスあづみの公園

(5) 入札方法

本業務の入札は競争の導入による公共サービスに改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式（加算方式）をもって行うので、総合評価のための本業務実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。提出様式2（実施要項別紙資料））、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した資料（以下「申請書類」という。提出様式1（実施要項別紙資料））を提出すること。

入札書に記載する金額は、契約期間中、本業務に要する一切の金額の総価を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定

に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

- 1) 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- 2) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- 3) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。
なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。
- 4) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

- 1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

- ① 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA～D等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（申請書類の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、入札説明書4.(4)に示す企画書及び収益施設運営計画書の提出期限に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき③の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ⑤ 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- ⑧ 支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

- ⑨ 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に關与する者でないこと。
- ⑩ 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- ⑪ 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- ⑫ 長野国道事務所で平成30年度に実施の「H30 あづみの公園運営維持管理手法改善検討業務」、平成30年度に実施の「H30 あづみの公園運営維持管理履行確認業務」、「H30 あづみの公園満足度調査業務」に参加している者及び当該業務の管理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは実施要項3.1.f)①、②に該当することをいう。

⑬ 企業の業務実績に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項3.2「表7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

⑭ 配置予定者の業務実績に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項3.3「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

⑮ 共同体での入札について

本業務は、実施要項3.2.で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務を包括的に管理すること。

a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

イ) 施設・設備維持管理業務

ウ) 植物管理業務

エ) 収益施設等設置管理運営業務

b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記a) ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。

c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた

場合は、関東地方整備局はその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

d) 共同体の代表企業及び構成員は、実施要項3.1.a)からj)の全ての要件を満たすこと。

e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

3 申請書類等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、申請書類等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局 総務部契約課 購買第二係

電話 048-601-3151 内線 2538

FAX 048-600-1370

(2) 紙入札方式による申請書類等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成31年4月26日から平成31年10月15日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等、USBは不可)を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成31年4月26日から平成31年10月11日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時15分から18時00分まで(最終日は16時まで)とする。

(4) 電子調達システムによる申請書類の提出期限、紙入札による申請書類の提出期限

平成31年6月18日 13時00分 ※締切時間を過ぎて到着した申請書類は受け付けることができないので注意すること。

(5) 企画書及び収益施設運営計画書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年8月19日 16時00分

※締切時間を過ぎて到着した企画書等は受け付けることができないので注意すること。

提出場所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局 建政部都市整備課 公園係

電話：048-600-1907 内線：6171

提出方法：持参又は郵送もしくは託送（簡易書留等、記録が残るものに限る）による。

(6) 電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限

平成31年10月11日 16時00分

(7) 開札の日時及び場所

平成31年10月15日 11時00分

さいたま新都心合同庁舎 2号館

国土交通省関東地方整備局入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

(4) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書類を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書類を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。

(5) 企画書等に関するヒアリング

提出された企画書等について以下のとおりヒアリングを実施する。

1) 実施予定日：平成31年9月4日（水）（予備日：平成31年9月5日（木））

2) 実施時間：別途通知する。

3) 実施場所：関東地方整備局 建政部（住所は上記3(1)に同じ）

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、関東地方整備局随意契約見積心得、一般競争入札

(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(7) 契約書の作成の要否

要。

(8) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(9) 手続きにおける交渉の有無

無。

(10) 詳細は入札説明書及び実施要項による。

競争参加者の資格に関する公示

H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 31 年 4 月 26 日

関東地方整備局長 石原 康弘

1 業務の概要

1) 業務名 H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務

2) 業務内容 本業務は、委託契約により、H31-35 国営アルプスあづみの公園において、国営

公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般に

ついて計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、一元的管理方針のもとで企画運営、

施設・設備、植物管理業務など多岐にわたる業務を総合的に調整の下、相互連携を保ち、

適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

本業務の対象業務は以下のとおりであり、詳細は H31-35 国営アルプスあづみの公園運

営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるところによ

る。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(2) 施設・設備維持管理業務

(3) 植物管理業務

(4) 収益施設等設置管理運営業務

3) 契約期間 契約期間は、以下の通り予定している。

契約締結の翌日から平成36年1月31日

2 申請の時期

平成31年4月26日から平成31年6月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成31年6月19日以降当該業務に係る企画書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、企画書を提出できないことがある。

3 申請の方法

1) 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局 総務部契約課 購買第二係

電話 048-601-3151 内線 2538

2) 申請書の入手方法 共同体としての資格を得ようとする者に対しては、「競争参加資格審査申

請書(役務の提供等)」(以下「申請書」という。)を、記録媒体(CD-R)を1)に持参又は郵送

することにより電子データを交付するので、上記1)にその旨連絡すること。持参による場合は、1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、資格を得ようとする者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は10時00分から17時00分まで。

3) 申請書の提出方法 申請者は、申請書にH31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。提出場所は1)に示す申請書の交付場所に同じ。

4) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。それ以外の共同体については、共同体としての資格があると認定する。

1) 基本的要件

(1) 共同体の構成員は、下記の業務に担当する者を明らかにするものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務

④ 収益施設等設置管理運営業務

(2) 共同体は、代表者を定め、当該代表者が手続を行うこととする。

2) 共通要件

共同体の構成員は、いずれも以下の要件を満たすこと。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 15 条において準用する第 10 条各号に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A～D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、入札説明書 4.(4) に示す企画書及び収益施設運営計画書の提出期限に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続をおこなった者は除く。）でないこと。

(5) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(8) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。

(9) 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務の構成員又は構成員が属する民間事業者でないこと。

(10) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(11) 長野国道事務所で平成 30 年度に実施の「H30 あづみの公園運営維持管理手法改善検討業務」、平成 30 年度に実施の「H30 あづみの公園運営維持管理履行確認業務」、「H30 あづみの公園満足度調査業務」に参加している者及び当該業務の管理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは実施要項 3.1.f)①、②に該当することをいう。

(12) 企業の業務実績に関する要件 実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項 3.2「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

(13) 企業の業務実績に関する要件 実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項 3.3「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。
なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

(14) 本業務に事業協同組合として申請書類を提出した場合、その構成員は、単体として申請書類を提出することはできない。

3) 業務形態

(1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。

(2) 共同体の構成員のうち一企業が、上記4 1) (1) に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

4) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務共同体協定書において明らかであること。

5) 共同体の協定書

共同体の協定書が、「H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務共同体協定書」によるものであること。

5 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取り扱い

4 2) (3) の条件を満たさない者を構成員に含む共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、4 2) (3) の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までには、4 2) (3) の条件を満たすことが必要である。また、この場合において、4 2) (3) の条件を満たさない構成員が、当該業務に係る企画書の提出時までには、4 2) (3) の条件を満たしていないときは、共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の共同体としての資格の有効期限は、共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

1) 共同体の名称は、「H31-35 国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務△△・□□共同体」

とする。

2) 当該業務に係る入札手続きに参加するためには、企画書の提出の時に、共同体と

しての資格の認定を受けていなければならない。